特定建設作業実施者のみなさまへ

* 周辺住民等への説明

周辺住民等に対し、事前に工事に係る計画内容を十分説明するとともに、特定建設作業において、周辺住民等から苦情が発生した場合には、誠意をもって苦情解決に努めてください。

　また、工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡先等を表示するようにしてください。

* 規制基準の遵守及び騒音・振動などの防止対策

特定建設作業に伴って発生する騒音・振動については規制基準を遵守してください。

　また、特定建設作業から発生する騒音・振動や粉じんをより一層低減するため防音パネルや防音シートの設置、散水の徹底、使用する重機の高負荷運転（空ぶかし等）をしないなど丁寧な作業を心がけ、防止対策を講じるよう努めてください。

* 石綿有無の事前調査・事前調査結果の説明及び掲示の義務化

建築物の解体、補修作業などを行う場合は、石綿の有無について必ず事前に調査するようにしてください。

また、施工者はアスベストの有無に関わらず、事前調査結果を書面で発注者へ説明し、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示してください。

＊詳しくは裏面へ＊

**大気汚染防止法の改正について（法改正の概要）**

大気汚染防止法の一部を改正する法律が平成26年6月1日に施行されました。

**１　解体等工事の事前調査の義務化**

・平成18年9月1日以降に施工した建築物等を除く、全ての解体・改造・補修を伴う工事が石綿有無を調べる事前調査の対象となります。建築年月日が不明の場合や石綿使用が少しでも疑われる場合は、必ず事前調査を実施してください。

・施工者は、目視、設計図書等により石綿有無を調査してください。目視、設計図書等により石綿不使用が明らかにならなかった場合には、石綿含有率の分析をして、確実に石綿がないことを調べる義務があります。

ただし、石綿が使用されているとみなして石綿飛散防止措置を行う場合は石綿含有率の分析まで行う必要はありません。

**２　事前調査結果の説明及び掲示の義務化**

・施工者は、アスベストの有無に関わらず、事前調査結果を書面で発注者へ説明してください。

・施工者は、アスベストの有無に関わらず、事前調査結果を敷地内の公衆の見やすい場所に掲示し、周辺住民へ当該工事に係る情報の提供を行ってください。

**３　特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更**

特定粉じん排出等作業＊の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者または自主施工者に変更されました。

＊吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（石綿の質量が当該建築材料の質量の0.1％を超えるもの）が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業